



平成 25 年 12 月 19 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 鈴木邦彦
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大輔
(TEL 045-478-0041)

(訂正) 「第三者割当による新株式発行および株式買取契約の締結
並びに第 7 回～第 9 回新株予約権の発行および
新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム
「TIP・2014 モデル」)の締結に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、平成 25 年 12 月 5 日に公表いたしました「第三者割当による新株式発行および株式買取契約の締結並びに第 7 回～第 9 回新株予約権の発行および新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」)の締結に関するお知らせ」の記載内容について、一部訂正が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正前】

P 20

◇第 8 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社メディネット第7回新株予約権 (以下「本
新株予約権」という。)

P 23

◇第 9 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社メディネット第7回新株予約権 (以下「本
新株予約権」という。)

【訂正後】

P 21

◇第 8 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社メディネット第8回新株予約権 (以下「本
新株予約権」という。)

P 24

◇第 9 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社メディネット第9回新株予約権 (以下「本
新株予約権」という。)

以上



【訂正版】
各 位

平成 25 年 12 月 5 日

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 鈴木邦彦
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大輔
(TEL 045-478-0041)

**第三者割当による新株式発行および株式買取契約の締結
並びに第 7 回～第 9 回新株予約権の発行および
新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム
「T I P・2014 モデル」）の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 12 月 5 日開催の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店および株式会社夢テクノロジーを割当先とする新株式の発行ならびにドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第 7 回乃至第 9 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行および金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P・2014 モデル」※）を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

＜本新株式発行の概要＞

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 12 月 26 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 10,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株あたり 43,695 円
(4) 調 達 資 金 の 額	436,000,000 円(注 1)
(5) 募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(6) 割 当 予 定 先	ドイツ銀行ロンドン支店 9,000 株 株式会社夢テクノロジー 1,000 株
(7) その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店および株式会社夢テクノロジーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。

(注 1) 資金調達の額は、本新株の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	平成 25 年 12 月 26 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	90,000 個 第 7 回新株予約権 30,000 個 第 8 回新株予約権 30,000 個 第 9 回新株予約権 30,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,960,000 円（第 7 回新株予約権 1 個あたり 48 円、第 8 回新株予約権 1 個あたり 44 円、第 9 回新株予約権 1 個あたり 40 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	90,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株） 第 7 回新株予約権： 上限行使価額はありません。 下限行使価額 20,000 円 第 8 回新株予約権： 上限行使価額はありません。

	下限行使価額 20,000 円 第 9 回新株予約権： 上限行使価額はありません。 下限行使価額 20,000 円
(5) 資金調達額	4,679,960,000 円(注 2)
(6) 行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 第 7 回新株予約権 50,000 円 第 8 回新株予約権 52,000 円 第 9 回新株予約権 54,000 円 当社は平成 26 年 6 月 26 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知（以下「行使価額修正通知」といいます。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」といいます。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初各回号とも 20,000 円とし、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。 ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合 ② 前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合 ③ 下記 3（1）に記載の行使許可期間内である場合
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から 20 営業日の期間に、当該行使許可に示された数量の範囲内（一回あたりの権利行使上限個数は 30,000 個）でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」※）。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

（注 2） 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を 3 パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を

見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度プレスリリースを行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1)行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は 2)緊急の資金需要が発生したときのために、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。当社も同スキームに基づいて 2 回の資金調達の実績のある従来のターゲット・イシュー・プログラム（TIP）と TIP・2014 モデルとの最大の違いは、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また下記 3（1）に記載のとおり当社が行使価額を修正する頻度は 6 ヶ月に 1 度未満であることから、取引所の定める有価証券上場規程」第 410 条第 1 項および日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する規則第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」には該当しません。

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
発行数	30,000 個	30,000 個	30,000 個
発行価額の総額	1,440,000 円	1,320,000 円	1,200,000 円
発行価額	48 円	44 円	40 円
行使価額	50,000 円	52,000 円	54,000 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	3 年間	3 年間	3 年間
行使許可条項	有	有	有

2. 募集の目的および理由

2012 年 10 月に iPS 細胞の開発をした京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞したことで再生・細胞医療における期待が国内外において一気に膨らみ、その産業化が国家戦略として位置づけられ、2013 年 4 月には「再生医療基本法」が国会において成立しました。

さらに、2013 年 11 月には、細胞加工業を認める「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」と再生・細胞医療を従来の医薬品、医療機器とは別枠で「再生医療等製品」として分類し、その特性に応じた製造販売承認のあり方を定める「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、改正薬事法）」が国会で審議、成立しました。

当社はこれまで、免疫細胞療法総合支援サービスを中心に医療機関に向けた細胞医療支援事業を主力事業として業績拡大を図ってまいりましたが、改正薬事法が実際に成立するという大きな環境変化を捉え、免疫細胞等を用いた「再生医療等製品」である細胞医療製品の開発事業に本格的に取り組むことを経営戦略の中心に位置づけることに致しました。

開発に当たっては、法改正を見据え、2013 年 3 月には、外部の技術を臨床データとともにライセンスし、橋渡し研究で治験の手続きを簡素化し、早期に細胞医療製品としての製造販売承認を得るための資金を調達しました。今回、正式に「改正薬事法」が成立したことを機に、当社が 2004 年以来、臨床研究中核病院や早期・探索的臨床試験拠点等の地域中核医療機関と共同で進めてきた臨床研究の成果をベースに、「改正薬事法」に則ったパイプラインを新たに複数立ち上げ、細胞医療製品の製造販売承認を獲得できる確率を高めてまいります。

この度の資金調達は、このような細胞医療製品事業のパイプライン群を構築するための資金を確保することを目的としております。治験の実施には一般的に長い年月と多額の費用がかかり、改正薬事法のもとでは、早期承認後の市販後調査が求められるため、一定段階までやり切れるだけの資金を事前に確保しておかなければなりません。そこで、今回の資金調達では、既存の細胞医療支援事業の拡大や、細胞加工業の成立による需要の増加、あるいは更なる外部環境の進展等によって企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、大きな飛躍への鍵となる開発資金を調達できる方法を選択しました。

3. 資金調達方法の概要および選択理由

（１）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がドイツ銀行ロンドン支店および株式会社夢テクノロジーを割当先とする第三者割当増資を行い、これと同時にドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第 7 回新株予約権は 50,000 円、第 8 回新株予約権は 52,000 円、第 9 回新株予約権は 54,000 円）されていますが、当社は平成 26 年 6 月 26 日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初、各回号とも 20,000 円とし、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

- ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合
- ③ 前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合
- ③ 下記に記載の行使許可期間内である場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可し（以下、「行使許可書」といいます。）、又は予め定められた回答期限を経過しても当社から行使許可の有無について意思表示がなされない場合に限り、行使許可書の受領日（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には回答期限日）当日から 20 営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には行使許可申請書に記載された数量）の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は各回 30,000 個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の 1 ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

（２）資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「（３）本スキームの特徴」に記載のメリットおよびデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量および時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「（３）本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

（３）本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリットおよびデメリットがあります。
[メリット]

- ① 固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を 3 回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで 3 通りの行使価額を設定しております（1. に記載の表のとおり）。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進

されることはありません。

② 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から 20 営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内（一回あたりの権利行使上限個数は 30,000 個）でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要および市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要および市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 90,000 株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

④ 買入消却条項

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。なお、行使価額が当初行使価額を下回る価額に修正される可能性があります、下限が各回号とも 20,000 円と定められています。

⑥ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]⑤に記載の行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

④ 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第 7 回新株予約権は 50,000 円、第 8 回新株予約権は 52,000 円、第 9 回新株予約権は 54,000 円）を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

① 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、株式会社夢テクノロジーおよび割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う予定です。しかし、当該第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たすことが出来ない見込みであるため、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達スキームが必要であると判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件および行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

株行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

⑥ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑦ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株式および新株予約権に係る調達資金	5,120,910 千円
本新株式の払込金額の総額	436,950 千円
本新株予約権の払込金額の総額	3,960 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	4,680,000 千円
② 発行諸費用の概算額	4,950 千円
③ 差引手取概算額	5,115,960 千円

(注) 上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 5,115,960,000 円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額および時期は確定したものではありません。

調達資金は、改正薬事法による再生医療製剤の特性を考慮した早期承認・許可制度新設を踏まえ、細胞医療製剤の開発事業に取り組むための資金として使用する予定です。治験の申請・承認には、一

般的に長い年月と多額の費用がかかることから、この資金を活用して一定水準まで開発をやり切ることにより、大きな収益機会を獲得することができるものと考えております。その具体的金額および用途については以下の通りであります。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
① ガンマデルタ T 細胞技術を用いた 消化器がんに関する治験・市販後調査に係る 費用 (注) 1.	2,996	平成 26 年 10 月～平成 35 年 9 月
② 樹状細胞ワクチン技術を用いた 消化器がんに関する治験・市販後調査に係る 費用 (注) 2.	2,119	平成 27 年 4 月～平成 36 年 3 月

- (注) 1. 細胞医療製品の治験（医薬品の製造販売承認を得るための臨床試験）に向けた前臨床試験（動物実験による安全性試験）費用として 168 百万円、承認手続の費用として 50 百万円、対象症例患者の治療費、データ解析の費用として、2,778 百万円
2. 細胞医療製品の治験に向けた前臨床試験費用として 168 百万円、承認手続の費用として 50 百万円、対象症例患者の治療費、データ解析の費用として、1,901 百万円
3. 新株発行に伴う資金は、上記 1. 2. のうち、前臨床試験と承認手続の費用に充当し、新株予約権の行使に伴う資金は、対象症例患者の治療費およびデータ解析の費用に充当する予定です。
4. 本新株予約権について早期に権利行使が行われた場合は、支出時期が早まる可能性があります。
5. 支出時期は、細胞医療製品の条件付・期限付承認の時期および市販後調査の進捗状況に影響を受けます。
6. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額が減少いたしますが、仮に調達する資金の額が減少した場合、または、権利行使期間内に新株予約権が全く行使されなかった場合においても、当社の財務基盤に影響を与えるものではなく、別の資金調達方法の検討や上記計画の見直し等を行いながら、細胞医療製品開発事業への取り組みは遂行していく考えです。
7. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行および割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、これまで主要な医療機関と行われてきた臨床研究の成果をベースに複数の治験を実施し、細胞医療製品の製造販売承認を得ることにより、計画的かつ飛躍的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であり、経営上合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本増資に係る取締役会決議の前営業日（平成 25 年 12 月 4 日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に 0.9 を乗じた金額の 43,695 円と致しました。

取締役会決議の前営業日における終値に 0.9 を乗じた金額を採用することと致しましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きいことを理由として、割当先からの要請に応じることになりました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の業容拡大および企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても、法改正のタイミングを捉えて早期のパイプライン群を構築することが事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。したがって、当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日

本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日制定）に準拠しているものと考え、割当先と十分に協議の上、決定いたしました。

また、当該発行価額の 43,695 円につきましては、下記のいずれの期間におきましても、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

		終値および終値の平均値	ディスカウント率
(ア)	取締役会決議日の前営業日	48,550 円	10.0%
(イ)	取締役会決議日の前営業日から直近 1 ヶ月間	46,693 円	6.4%
(ウ)	取締役会決議日の前営業日から直近 3 ヶ月間	48,023 円	9.0%
(エ)	取締役会決議日の前営業日から直近 6 ヶ月間	50,139 円	12.85%

なお、当社監査役 3 名全員（うち社外監査役が 3 名）から、取締役会における上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではない旨の見解を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、一定株数および一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使請求期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、ならびに本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける行使許可条項に関しては、当社が資金調達を優先しつつより高い行使価額水準での権利行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、取得条項については行使されないことを前提として評価を行っています。一方、割当先の権利行使行動としては、当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを仮定しています。割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使して得た株式の処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を、第 7 回は 48 円、第 8 回は 44 円、第 9 回は 40 円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成 25 年 12 月 4 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第 7 回は 3.0%、第 8 回は 7.1%、第 9 回は 11.2%上回る額としました。

本新株予約権の発行価額および行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の払込金額がドイツ銀行ロンドン支店に特に有利でないことについては、上記算定根拠に照らした結果、監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）から有利発行に該当しない旨の意見表明を得ております。

（2）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式および本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計は 100,000 株であり、平成 25 年 12 月 5 日現在の当社発行済株式総数 873,331 株および議決権個数 873,331 個を分母とする希薄化率は 11.45%に相当します。また、①ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は平成 25 年 12 月 4 日現在で保有している 571 株と合わせて 99,571 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 11.4%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株式ならびに本新株予約権の発行およびドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使による資金調達により、前述の通りに細胞医療製品開発のパイプライン構築に係る費用に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ドイツ銀行ロンドン支店

(1) 名 称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所 在 地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート 1 番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) アンシュ・ジェイン (Anshu Jain)
(4) 事 業 内 容	銀行業
(5) 資 本 金	2,380 百万ユーロ (2012 年 12 月 31 日現在) (331,915 百万円) 換算レートは 1 ユーロ 139.46 円 (平成 25 年 12 月 4 日の仲値) です。
(6) 設 立 年 月 日	1870 年 3 月 10 日
(7) 発 行 済 株 式 数	929,499,640 株 (2012 年 12 月 31 日現在)
(8) 決 算 期	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	98,219 名 (フルタイム換算、連結、2012 年 12 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家および発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	-
(12) 大株主および持株比率	ブラックロック・インク 5.14% (2012 年 12 月 31 日現在)

(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係		当社と当該会社との間には、当社の普通株式 571 株（平成 25 年 12 月 4 日現在。総議決権数の 0.065%）を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係		当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況		当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態（単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。）				
決算期		2010 年 12 月期	2011 年 12 月期	2012 年 12 月期
連 結 純 資 産		50,368	54,660	54,410
連 結 総 資 産		1,905,630	2,164,103	2,012,329
1 株当たり連結純資産(ユーロ)		52.38	58.11	57.37
連 結 純 収 益		27,293	31,389	32,020
連 結 当 期 純 利 益		2,330	4,326	291
1 株当たり連結当期純利益(ユーロ)		3.07	4.45	0.25
1 株当たり配当金(ユーロ)		0.75	0.75	0.75（予定）
(単位：百万円。特記しているものを除く。)				
(注) 換算レートは 1 ユーロ 139.46 円(平成 25 年 12 月 4 日の仲値)です。				
決算期		2010 年 12 月期	2011 年 12 月期	2012 年 12 月期
連 結 純 資 産		7,024,321	7,622,884	7,588,019
	連 結 総 資 産	265,759,160	301,805,804	280,639,402
	1 株当たり連結純資産(円)	7,304.91	8,104.02	8,000.82
	連 結 純 収 益	3,806,282	4,377,510	4,465,509
	連 結 当 期 純 利 益	324,942	603,304	40,583
	1 株当たり連結当期純利益(円)	428.14	620.60	34.87
	1 株当たり配当金(円)	104.60	104.60	104.60

株式会社夢テクノロジー

(1) 名 称	株式会社夢テクノロジー
(2) 所 在 地	東京都文京区大塚 3-20-1 吉田ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤眞吾
(4) 事 業 内 容	エンジニアアウトソーシング事業他
(5) 資 本 金	869,650 千円
(6) 設 立 年 月 日	平成元年 7 月 13 日
(7) 発 行 済 株 式 数	57,120 株
(8) 決 算 期	9 月 30 日

(9) 従 業 員 数	629 人		
(10) 主 要 取 引 先	セイコーインスツル株式会社、ソフトバンク・テクノロジー株式会社		
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、りそな銀行		
(12) 大株主および持株比率	株式会社夢真ホールディングス 79.71% (2013 年 9 月 30 日)		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2011 年 9 月期	2012 年 9 月期	2013 年 9 月期
純 資 産	1,260	1,475	1,854
総 資 産	2,079	2,433	2,814
1 株 当 た り 純 資 産	22,075.22 円	25,783.03 円	32,458.72 円
売 上 高	4,196	3,746	3,530
当 期 純 利 益	▲178	255	463
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	▲3,134.68 円	4,473.02 円	8,122.49
1 株 当 た り 配 当 金	—	—	8,000

※なお、当社は割当予定先および割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は平成 25 年 9 月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べるとおり、割当先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、本日、平成 25 年 12 月 5 日の取締役会において本件実施を決議致しました。

当社は、ドイツ銀行以外グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、既存事業の拡大による業績向上や、更なる外部環境の進展によって企業価値が上昇する場면을着実に捉えて、開発資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業および事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成 19 年 2 月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で 12 件の実績を有しており、当社はこれまでも 2 回にわたり、同様のスキームで資金調達に成功していることから、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断致しました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募

集が行われるものです。

また、割当予定先である株式会社夢テクノロジーも、ドイツ証券株式会社より平成 25 年 10 月にご紹介頂き、当社は代表者を含む役員との面談を通じて説明を行い、協議を重ねてまいりました。その結果当社の事業戦略、資金の必要性および時期等をご理解頂いたうえで株式会社夢テクノロジーにおける純投資目的の資金運用として、今回の資金調達への支援をして頂く事になりました。

（３）割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本株式、本新株予約権および本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。また株式会社夢テクノロジーにおいても、当社の資金使途と成長戦略を理解した上で、純投資を目的として本株式の保有を行う方針であることを口頭にて確認しております。従って、株価の状況等により、保有株式を短期で売却する可能性があります。

なお当社は、割当予定先が発行日より 2 年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式および本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は 54,410 百万ユーロ（約 75,880 億円、換算レート 1 ユーロ 139.46 円（平成 25 年 12 月 4 日の仲値））（連結、平成 25 年 6 月 27 日現在）と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

また、株式会社夢テクノロジーについても、平成 24 年 12 月 18 日提出の第 24 期有価証券報告書、および平成 25 年 8 月 9 日提出の第 25 期第 3 四半期報告書に基づき現預金残高を確認しており、払込に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

本新株式および新株予約権の発行に伴い、当社大株主である IHN 株式会社は、その保有する当社普通株式について、割当予定先の関係会社であるドイツ証券株式会社への貸株を行う予定です。

ドイツ証券株式会社は、本新株式の発行および本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

（６）割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））および英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社ならびにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「反社会的勢力」いいます。）ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

また株式会社夢テクノロジーについても、①株式会社東京証券取引所ジャスダック市場に上場していること、②同社が 2013 年 7 月 3 日に提出した「コーポレートガバナンス報告書」に記載の「内部

統制システムに関する基本的な考え方とその整備状況」の内容、および③同社の担当者との面談によるヒアリング内容、に基づき、同社、その役員および主要株主が、反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 募集後の大株主および持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
木村佳司	8.73%	76,293	8.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.45%	30,182	3.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.18%	19,121	2.16%
IHN 株式会社	1.60%	14,000	1.58%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.59%	13,908	1.57%
ドイチェバンクアーゲーロンドン 610 （ドイツ銀行ロンドン支店） （常任代理人 ドイツ証券株式会社）	0.00%	9,571	1.08%
松井証券株式会社	0.88%	7,734	0.87%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASH PB) （常任代理人 野村證券株式会社）	0.86%	7,590	0.85%
日本証券金融株式会社	0.81%	7,161	0.81%
マネックス証券株式会社	0.71%	6,286	0.71%

（注） 1. 募集後の持株比率は、平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿に、今回の第三者割当による新株式発行で増加予定の株式数を加算して作成しています。

2. ドイツ銀行ロンドン支店は本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の長期保有を約していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した持株数および持株比率を算定しておりません。なお、①ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は 99,571 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 10.23%となります。

9. 今後の見通し

当平成 26 年 9 月期の業績予想に変更はございません。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当増資および本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期
売上高	2,674 百万円	2,190 百万円	2,110 百万円
営業利益	△303 百万円	△711 百万円	△877 百万円
経常利益	△353 百万円	△710 百万円	△951 百万円
当期純利益	△542 百万円	△624 百万円	△348 百万円
1 株当たり当期純利益	△759.42 円	△852.93 円	△431.54 円

1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり純資産	7,486.82円	6,717.18円	11,863.62円

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成25年12月5日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	873,331株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,130株	0.12%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,130株	0.12%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,130株	0.12%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
始 値	12,850	9,630	59,000円
高 値	14,300	103,900	54,800円
安 値	8,480	9,370	40,200円
終 値	9,330	58,100	48,550円

※株式分割調整後の株価を記載

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	82,600円	54,800円	41,700円	35,200円	59,000円	44,000円
高 値	103,900円	64,500円	49,150円	58,800円	59,800円	54,800円
安 値	53,000円	42,350円	31,650円	34,400円	43,100円	40,200円
終 値	57,000円	42,500円	35,900円	58,100円	43,850円	47,400円

※株式分割調整後の株価を記載

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年12月4日現在
始 値	48,750円
高 値	49,050円
安 値	47,850円
終 値	48,550円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 公募増資（一般募集）による新株式発行

払 込 期 日	平成22年12月7日
調 達 資 金 の 額	2,081,369,000円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1株につき20,977円
募集時における発行済株式数	632,755株
当該募集による発行株式数	100,000株（普通株式）
募集後における発行済株式総数	732,755株

発行時における 当初の資金使途	研究開発投資として1,190 百万円、米国MaxCyte 社へのライセンスフィーとして408 百万円、システム開発投資に215 百万円および残額を医師・医療機関向け学術営業の展開および一般向け広報活動の推進を目的とした販売促進活動等の運転資金に充当予定		
発行時における 支出予定時期	① 臨床研究による免疫細胞療法の Evidence (治療効果等の科学的根拠) の構築	695 百万円	平成22 年12 月～ 平成 27 年 9 月
	② インテリジェント培養システム (自動細胞加工培養システム) の実用化	500 百万円	平成22 年12 月～ 平成 27 年 9 月
現時点における 充 当 状 況	調達金額の内、244 百万円を臨床研究による Evidence 構築のために、408 百万円を米国 MaxCyte 社へのライセンスフィーとして、215 百万円をシステム開発投資、268 百万円を医師・医療機関向け学術営業の展開および一般向け広報活動の推進を目的とした販売促進活動等の運転資金に充当しております。 残額については、銀行預金等の安全性の高い金融商品にて運用しております。なお、資金使途については変更ありません。		

② 第三者割当による第4回、第5回、第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成 25 年 3 月 25 日		
発行新株予約権数	90,000 個 (第 4 回～第 6 回新株予約権合計、1 回号当たりの個数は 30,000 個)		
発 行 価 額	総額 2,550,000 円 (第 4 回新株予約権 1 個あたり 24 円、第 5 回新株予約権 1 個あたり 26 円、第 6 回新株予約権 1 個あたり 35 円)		
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,048,550,000 円		
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店		
募集時における 発行済株式数	732,755 株		
当 該 募 集 に よ る 潜在株式数	当初の転換価額における潜在株式数 第 4 回新株予約権 30,000 株 第 5 回新株予約権 30,000 株 第 6 回新株予約権 30,000 株		
現時点における 行使状況	行使済株式数：90,000 株		
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	4,048,550,000 円		
発行時における 当初の資金使途	細胞医薬品開発に係る技術・ライセンス等の導入費用に 1,000 百万円、CMC、前臨床試験および治験の申請・実施に係る費用に 1,500 百万円および細胞医薬品開発用細胞加工施設の建設費用に 1,549 百万円を充当予定		
現時点における 充当状況	調達資金は、銀行預金等の安全性の高い金融商品にて運用しております。なお、資金使途については変更ありません。		

11. 発行要項

◇新株式の発行要項

- | | |
|----------|---------|
| 1. 発行新株式 | 当社普通株式 |
| 2. 発行株式数 | 10,000株 |

- | | |
|----------------|--|
| 3. 発行価額 | 1株につき43,695円 |
| 4. 発行価額の総額 | 436,950,000円 |
| 5. 資本組入額 | 1株につき21,847.5円 |
| 6. 申込期日 | 平成25年12月26日 |
| 7. 払込期日 | 平成25年12月26日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成25年12月26日 |
| 9. 割当予定先および株式数 | ドイツ銀行ロンドン支店 9,000株
株式会社夢テクノロジー 1,000株 |
- 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成25年12月26日）より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。
10. 新株式の継続所有等の取決めに係る事項
11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（注）発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成25年12月4日の東京証券取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額と致しました。

◇第7回新株予約権の発行要項

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社メディネット第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金1,440,000円 |
| 3. 申込期日 | 平成25年12月26日 |
| 4. 割当日および払込期日 | 平成25年12月26日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 7. 本新株予約権の総数 | 30,000個 |
| 8. 各本新株予約権の払込金額 | 金48円 |
| 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じ</p> |

る場合は、これを切り捨てる。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、50,000円とする(以下「当初行使価額」という。)

10. 行使価額の修正

当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」といいます。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。))でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、20,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- ③ 本新株予約権の買取契約に定義される行使許可期間内である場合

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & \\ & & \text{普通株式数} & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券

または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価

額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成25年12月26日（当日を含む。）から平成28年12月25日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり48円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
株式会社メディネット 人事総務部
21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を48円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

◇第8回新株予約権の発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社メディネット第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
- 2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,320,000円
- 3. 申込期日 平成25年12月26日
- 4. 割当日および払込期日 平成25年12月26日
- 5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
- 6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
- 7. 本新株予約権の総数 30,000個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 金44円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、52,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
- 10. 行使価額の修正
当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、20,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことが

できない。

- ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合
- ③ 本新株予約権の買取契約に定義される行使許可期間内である場合

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \\ & & \text{行使価額} & \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
 - (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
 平成25年12月26日（当日を含む。）から平成28年12月25日（当日を含む。）までとする。
 但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
 各本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり44円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
株式会社メディネット 人事総務部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を44円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

◇第9回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社メディネット第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金1,200,000円

3. 申込期日 平成25年12月26日
4. 割当日および払込期日 平成25年12月26日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 30,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金40円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、54,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
 当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、20,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。
 - ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
 - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
 - ③ 本新株予約権の買取契約に定義される行使許可期間内である場合
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適

用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における

る当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
 - (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成25年12月26日（当日を含む。）から平成28年12月25日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり40円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とす

- る。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
- 株式会社メディネット 人事総務部
21. 払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を40円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上